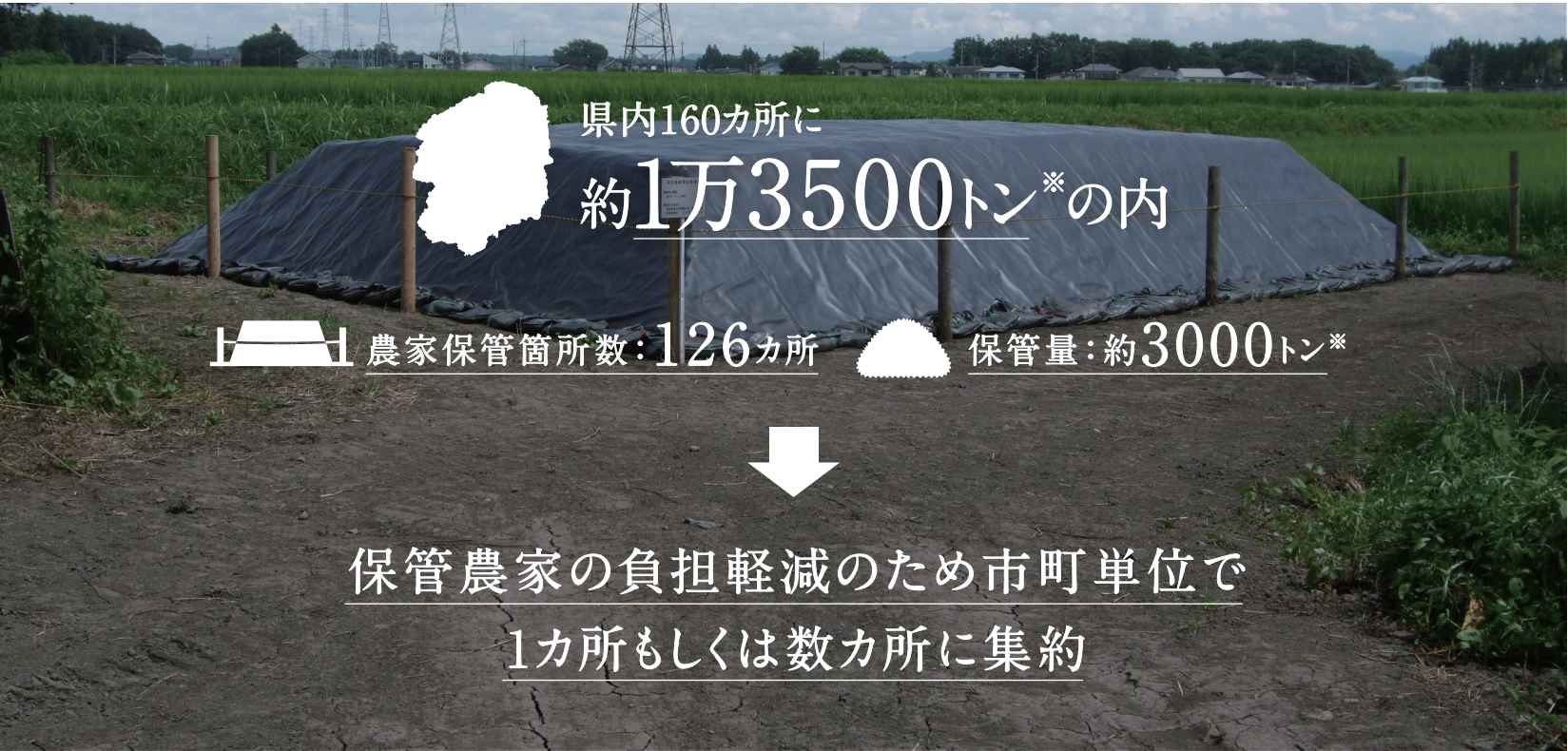


指定廃棄物の保管農家の負担軽減を進めます。

これまで7年以上にわたり指定廃棄物を保管いただいていた、県内約120名の農家の方々の負担軽減を進めます。将来的には県内1カ所で長期管理施設を整備してそこに運び込む方針に変わりはありませんが、それにはまだ相当の期間がかかるため、まずは暫定的に、農家が保管する指定廃棄物を市町単位で集約する方針となりました。今後は、環境省、県、市町で連携して、市町ごとの集約のあり方や暫定保管の場所等を検討していくこととしています。



栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策

- 国が長期管理施設を県内1カ所に整備する方針は堅持。指定廃棄物は、最終的には国で責任を持って処理する。
- しかし、同施設の整備に相当の期間を要すると見込まれるため、それまでの間は各市町での保管をお願いすることになるが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、保管の負担の軽減を図る。
- 具体的には、保管農家がある市町単位（又は広域処理組合単位）で、地元のご意向を踏まえ1カ所又は数カ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を（必要に応じ減容化した上で、）集約する。

※出典：平成30年11月26日開催「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」で環境省が提案し、了承された内容。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

※指定廃棄物の数量は、平成30年12月31日時点のものです。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444フリーダイヤル（9:30～18:15 日祝除く） 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

